

富山市病院事業局入院セット販売等実施事業者募集要項

1 趣旨

富山市民病院及び富山まちなか病院において、病院利用者の利便性の向上や施設の有効活用を図ることを目的として、入院セット販売事業及びカフェ運営事業の実施事業者を募集するもの。

2 貸付物件

富山市立富山市民病院（富山市今泉北部町2番地1）
富山市立富山まちなか病院（富山市鹿島町二丁目2番29号）

3 運営する事業の種類

- (1) 富山市民病院及び富山まちなか病院における入院セット販売事業
- (2) 富山市民病院におけるカフェ運営事業

4 施設概要等

(1) 富山市民病院

ア 病床数 許可病床：508床（令和7年12月1日現在）
稼働病床：466床（令和7年10月実績）
イ 面会 原則午後2時から午後8時まで
ウ 患者数等 入院 延べ131,084人（令和6年度実績）
職員数 920人（令和6年度末の正規職員及び会計年度任用職員。委託業者除く）
エ 平均在院日数 12.4日（令和6年4月から令和7年3月までの一般病床における実績）

(2) 富山まちなか病院

ア 病床数 許可病床：50床（令和7年12月1日現在）
稼働病床：40床（令和7年10月実績）
イ 面会 原則午後2時から午後5時まで
ウ 患者数等 入院 延べ15,294人（令和6年度実績）
職員数 83人（令和6年度末の正規職員及び会計年度任用職員。委託業者除く）
エ 平均在院日数 28.8日（令和6年4月から令和7年3月までの一般病床における実績）

5 応募資格

法人、任意団体を問わず、次の資格を満たす者（実施事業者として決定となった者が、本事業を実施するにあたり提携する事業者が資格を満たす場合も含む）であること。

- (1) 入院セット販売商品のうち、衣類（病衣及びタオル）等、定期的に洗濯を必要とする物品の洗濯をする施設については、富山県内に所在し、寝具類洗濯業務に係る医療関連サービスマークの認定を受けていること。また、災害対策の観点から、近隣市町村又は隣接県に寝具類の洗濯が可能な施設を保有すること。
- (2) 応募時点で、250床以上の病院施設において受付窓口の配置及びセット販売商品のベッドサイド配付を含む入院セット事業を3年以上継続して行っている実績が3件以上あること。
- (3) 応募時点で、飲食店運営事業を3年以上継続して行っている実績があること。
- (4) 応募時点で、食品衛生法、消防法等の関係法令に基づく飲食店運営事業に必要な許認可（届出を含む）等について保有していること。又は、カフェ営業開始までに確実に取得す

る見込みがあること。

- (5) 次のいずれかに該当しない者。(応募資格の確認にあたり、富山市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)により、申込者が暴力団関係者でないことを富山中央警察署を通じて富山県警察本部に照会することがある。)
- ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当する者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 富山市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同条第1号に規定する暴力団をいう)及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 市町村税又は国税を滞納している者

6 契約条件等

入院セット販売等実施事業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第1項の規定により、富山市病院事業管理者(以下、「管理者」という。)が実施事業者に対し、建物等施設の一部を賃貸する方法(賃貸借契約)により行う。貸付物件を第三者に転貸し、又は契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることはできない。

(1) 貸付期間

ア 入院セット販売事業

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

イ カフェ運営事業

令和8年8月1日までの間で別途病院事業局と協議して定める日から、令和13年3月31日までとする。

※いずれも契約の更新は行わない。

※賃貸借契約締結日以降、業務開始に向けて準備を開始し、貸付期間の始期から仕様書に定める業務を開始すること。

※賃貸借契約書内に事業者都合による中途解約に関する条項は設けない。

(2) 貸付料

入院セット事業受付窓口及び各病棟指定箇所に設置するラック等備品類により占有する面積(㎡)並びにカフェ運営事業に係る面積(㎡)に各病院の建物貸付単価を乗じた金額を年額貸付料とする。ただし、令和8年度のカフェ運営事業に係る貸付料については貸付期間の始期に応じ、年額貸付料を基礎として月割又は日割により算定した額とする。建物貸付単価は貸付物件の固定資産税課税標準額及び建物資産価額等に基づき、毎年度見直すものとする。

(参考) 令和7年度建物貸付単価(年額・税込)

富山市民病院 19,626円／㎡

富山まちなか病院 4,763円／㎡

本件貸付想定面積

富山市民病院 74.813㎡

富山まちなか病院 2.61㎡

(3) 運営形態

入院セット販売事業については、実施事業者が直接事業を運営することとする。カフェ運営事業については、病院事業局の承認を得た上で協力会社による運営(フランチャイズ等)とすることも可能とするが、直営によらない場合も実施事業者は各事業が適切に運営されているか主体的に統括・管理を行うこと。

(4) 売上手数料

売上手数料は、徴収しない。

(5) 費用負担

本事業の実施に要する費用は、別紙仕様書による。

(6) 仕様

詳細は別紙仕様書による。

7 申込受付等

(1) 募集要項及び仕様書等に関する質問

ア 質問受付期限

令和8年1月6日（火） 午後5時まで

イ 質問の方法

電子メールにより、富山市病院事業局管理部契約出納課管財契約係まで提出すること。

質問書の様式は問わない。

メールアドレス：byoinkeisui@city.toyama.lg.jp

ウ 質問に対する回答

令和8年1月13日（火）までに、富山市民病院ホームページに掲載する。

(2) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出すること。なお、郵送の場合は書留とすること。

(提出先)

富山市病院事業局管理部契約出納課管財契約係

〒939-8511

富山市今泉北部町2番地1 富山市立富山市民病院

電話：076-422-1112（内線2208）

(3) 受付期間

令和7年12月22日（月）午前9時から令和8年1月16日（金）午後5時まで

郵送の場合は、最終日の午後5時必着とする。

(4) 提出書類

申込みに当たっては、次の書類を提出すること。

ア 応募申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 本事業の衣類等の洗濯に使用する施設の所在地がわかる書類

ウ 本事業の衣類等の洗濯に使用する施設の寝具類洗濯業務に係る医療関連サービスマーク認定証書の写し

エ 250床以上の病院施設との、受付窓口の配置及び販売商品のベッドサイド配付業務を含む入院セット事業に係る契約書の写し3件分

オ 納税証明書（市町村税及び国税（写し可））

カ その他証明書類等（写し可）

・ 法人の場合…印鑑証明書、履歴事項全部証明書

・ 任意団体の場合…団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書

※納税証明書、印鑑証明書及び履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、市町村税については、申込者の住所（法人の場合は本社）のある市町村の税担当窓口にて交付される「未納がないことを証する納税証明書」を、国税については申込者の住所又は所在地を管轄する税務署にて交付される「未納がないことを証する納税証明書（個人の場合その3の2、法人の場合その3の3）」を提出すること。

- ※納税証明書が発行されない（課税されていない）場合は、提出を要しない。
- ※医療関連サービスマーク認定証書の写しは、有効期限内のものを提出すること。
- ※他の病院施設との契約書の写しは、応募時点で現に契約期間中のものであること。

8 応募申込書に記載する入院セットの販売価格

応募申込書に記載する入院セットの販売価格は、「富山市病院事業局入院セット販売等実施事業仕様書（入院セット販売事業）」別表に記載の各セットの販売上限価格を超えないこと。
販売上限価格を超えた金額を記載されている場合や、不記載の項目がある場合は、当該応募申込書は無効とする。

9 実施事業者の決定

- (1) 上記5に定める応募資格を全て満たす者のうち、応募申込書に記載した入院セットの販売価格が「入院セット販売等実施事業仕様書」別表に定める各セットの販売上限価格を超過しておらず、かつ、各セットの販売価格にそれぞれのセットの年間販売予定数量を乗じて得た額の合計額（以下、「年間販売予定総額」という。）が最も低い額で応募申込みを行った者を実施事業者とする。なお、応募資格要件を全て満たす者のうち、各セットの販売価格が販売上限価格以下で、かつ、年間販売予定総額が同じ応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定する。
- (2) 実施事業者の決定後、上記6（1）イに定める貸付期間の始期までにカフェ運営事業に係る次の書類を提出すること。カフェ運営事業が直営ではない場合、病院事業局の承認を得た上で協力会社からの書類を提出すること。
 - ア 上記5（3）に定める飲食店運営事業の実績を確認できる書類
 - イ 本件事業実施に係る食品衛生法、消防法等の関係法令に基づく飲食店運営事業に必要な許認可（届出を含む）の写し

10 契約の締結

- (1) 管理者が別途定める期日までに、「市有財産（土地・建物）新規借受申請書」を提出し、契約を締結する。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて実施事業者の負担とする。
- (3) 契約は申込者名義で行う。

11 実施事業者の取消し

- 次のいずれかに該当する場合は、実施事業者としての決定を取り消す。
- (1) 正当な理由なく契約手続に応じなかった場合
 - (2) 実施事業者が応募資格を失った場合

12 問合せ先

富山市病院事業局管理部契約出納課管財契約係
〒939-8511
富山市今泉北部町2番地1 富山市立富山市民病院
電話：076-422-1112（内線2208）

（参考）

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を

譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

地方自治法施行令（抄）

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

富山市暴力団排除条例（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的 requirement 行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的 requirement 行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

地方公営企業法（抄）

（資産の取得、管理及び処分）

第三十三条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。